

# 経済マンスリー

## [米国]

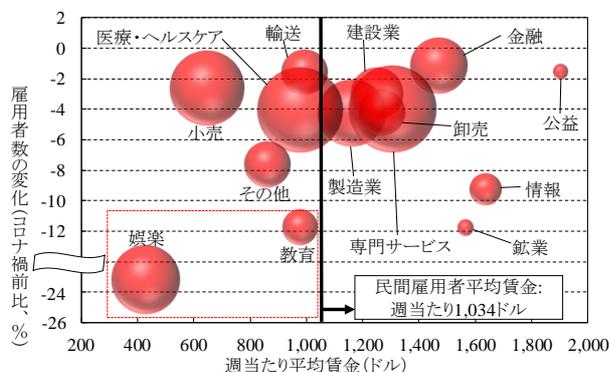
### バイデン政権の追加経済対策案：大規模なるも、額面通りの成立は予断を許さず

コロナ禍を受けた未曾有の落ち込みからの回復途上にあった米国経済だが、昨秋から拡大している感染第3波が再び景気に影を落とす展開となっている。今月8日に発表された昨年12月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が8ヵ月ぶりに減少に転じ、11月下旬から各州が行動制限を厳格化したことが影響した形となった。雇用者数が減少した業種としては、飲食・宿泊など対面サービスが多く含まれる「娯楽」や、対面授業の機会が減少している「教育」が目立つ。この2業種は、コロナ禍発生以降の雇用者数減少幅（累計）が他業種に比べて大きく（第1図）、合計すると民間雇用者数全体の減少幅の5割を超える。加えて、これらの業種では相対的に賃金が低く、コロナ禍によって失職した人の多くは生活基盤が脆弱と考えられることから、感染状況が改善しない、乃至は更に悪化する場合には、失職者の多くが一層の苦境に追いやられることが懸念される。

新政権もこうした問題を認識しているとみられ、バイデン氏は大統領就任日を目前に控えた今月14日、コロナ禍に対する更なる経済対策案（1兆9,000億ドル規模）を公表し（第1表）、家計所得や雇用の問題に迅速に対応しようとする姿勢を示した。具体的には、個人への給付金支給や失業保険の支給期間延長に加え、苦境にある教育機関に対する支援や、生活困窮者の住居確保に対する予算も大きく拡充することを目指している。

追加経済対策がこのまま実現すれば、コロナ禍に直面する米国経済にとっては強力な支援材料となろうが、「トリプルブルー」とはいえ上院の議席数は拮抗しており、地方自治体支援や家計への給付額など共和党議員と考えの隔たりが大きい項目もあるため、想定通りの規模で実現するかも含め法案成立までには猶も紆余曲折が予想される。予算決議の中の「財政調整措置(reconciliation process)」と呼ばれる手続を使えば、上院にて単純過半数で可決できるが、バイデン政権は同措置は極力使わず議会で協議を尽くして法案成立を目指す方針と報じられている。米国経済を見通す上では引き続き議会の動向に注視が必要だろう。

第1図：コロナ禍以降の民間雇用者数増減と賃金水準



(注)「雇用者数の変化」は直近2020年12月をコロナ禍前の同2月と比較したもの。バブルの大きさは同12月の雇用者数。「週当たり平均賃金」は同12月の実績で「教育」と「医療・ヘルスケア」は両業種を纏めた数値が公表されている。  
(資料) 米国労働省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第1表：バイデン大統領が表明した追加経済対策

項目	バイデン大統領が表明した対策		(参考) 昨年12月末の追加経済対策	
	内容	金額	内容	金額
中小企業	PPP対象外の事業者支援、特定地域の事業者支援など	500	従業員500名以下の企業等を対象にPPP第2弾など	3,250
家計	一人当たり1,400ドル給付	4,650	一人当たり600ドルの給付	1,660
地方自治体	州政府・地方政府を支援	3,500	-	-
失業保険	①週400ドル追加給付 ②PEUC、PUA等を9月まで延長	3,500	①週300ドル追加給付 ②PEUC・PUAの期間を11週間(3月まで)延長	1,200
ヘルスケア	ワクチン開発、検査など	1,600	州のコロナ検査・追跡・鎮静措置、研究機関・医療機関支援	690
学校	学校再開、教育機関への基金増額など	1,700	小中学校・高等教育・政府緊急教育救済基金などを支援	820
育児世帯	育児世帯に対する税還付など	1,200	-	-
住居	賃貸支援など	300	賃貸支援など	250
育児従事者	育児従事者支援など	250	-	-
その他	-	1,800	-	1,130
合計	-	19,000	合計	9,000

(注) 1.PPPは雇用維持を目的としたローン補助金(Paycheck Protection Program)  
2.PEUCは通常の失業保険の延長措置、PUAは自営業者等への支給対象者拡大措置  
(資料) 責任ある連邦予算委員会資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱 UFJ 銀行 経済調査室 田中 隆祐 takasuke\_tanaka@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。